

厚生労働省発医政〇一〇一〇一第4号
厚生労働省発雇児〇一〇一〇一第3号
厚生労働省発老〇一〇一〇一第3号
平成24年1月11日

北海道、青森県、岩手県、宮城県
福島県、茨城県、栃木県、埼玉県
千葉県、新潟県、長野県

} 知事 殿

厚生労働事務次官

印

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）の交付について

標記の国庫交付金の交付については、別紙「東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（厚生労働省）」により行うこととされ、平成24年1月6日から適用することとされたので通知する。

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（厚生労働省）

（通則）

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第78条第3項に規定する復興交付金のうち、厚生労働大臣を東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号。以下「規則」という。）第47条第1項に規定する交付担当大臣（以下「交付担当大臣」という）とするもの（東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日府復第3号・23文科政第54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号。以下「制度要綱」という。）第8に規定する基金の造成のために交付するものに限る。以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）、規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及びその他の法令並びに制度要綱及び東日本大震災復興交付金基金管理運営要領（平成24年1月13日府復第4号・23文科政第56号・厚生労働省発会0106第4号・23予634号・国官会第2358号・環境政発第120106001号。以下「基金管理運営要領」という。）のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、法第77条第1項に規定する特定都道府県（東京都を除く。以下「特定道県」という。）に基金を造成し、当該基金を活用することにより、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画（以下「事業計画」という）に基づく法第78条第1項に規定する復興交付金事業等（以下「復興交付金事業等」という）を実施することを目的とする。

（交付先）

第3条 交付金は、特定道県に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象事業）

第4条 交付金は、基金管理運営要領に基づき、復興交付金事業等を実施するための基金（以下「復興交付金基金」という）を造成する事業（以下「基金造成事業」という）に必要な経費を交付の対象とする。

2 基金造成事業に要する経費の算定対象となる復興交付金事業等は、制度要綱第2、1に規定する基幹事業のうち次に掲げる事業及び制度要綱第2、2に規定する効果促進事業等とする。

イ 医療施設耐震化事業

ロ 介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）

ハ 保育所等の複合化・多機能化推進事業

3 2に定めるイ～ハの事業実施にあたっては、「東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）による復興交付金事業等の実施について」（平成24年1月11日医政発 0111 第4号・雇発 0111 第2号・老発 0111 第2号）に基づいて行うものである。

（交付額）

第5条 交付金の交付額は、復興交付金事業ごとに、基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、制度要綱第4により特定道県に通知された交付可能額を比較して少ない方の額を選定した額（ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計額とする。

2 基金の造成に要する経費は、制度要綱のほか、「東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）による復興交付金事業等の実施について」（平成24年1月11日医政発 0111 第4号・雇発 0111 第2号・老発 0111 第2号）に定める算定方法に基づき算出するものとする。

（交付申請手続）

第6条 交付金の交付の申請は、特定道県が様式1による交付申請書に関係書類を添えて、制度要綱第4の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更交付申請手続）

第7条 交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、特定道県が様式2による変更交付申請書に関係書類を添えて、内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第8条 厚生労働大臣は、第6条の規定による交付申請書又は第7条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式3（変更交付申請の場合にあっては様式4）による交付決定通知書（変更交付申請の場合にあっては変更交付決定通知書）を内閣総理大臣を経由して特定道県に送付するものとする。

（交付の条件）

第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 2 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 3 基金造成事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 復興交付金基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に経理するとともに、事業に係る経理と他の経理は区分しなければならない。
- 5 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2条の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- 6 特定道県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施状況報告書を内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 7 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に返還しなければならない。
- 8 基金の解散後においても、助成事業者等からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
- 9 特定道県は、交付金と基金造成事業に係る予算と決算との関係を明らかにした別紙様式8による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（申請の取下げ）

第10条 特定道県の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣に申し出なければならない。

（交付金の支払）

第11条 特定道県の長は、第8条の規定により交付決定の通知を受けた後、交付金の支払いを受けようとするときは、様式5による請求書を内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により適正な請求書を受理した後、速やかに請求のあった交付金を支払うものとする。

（実績報告書）

第12条 特定道県は、基金造成事業を完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けたとき。以下この条において同じ。）は、基金造成事業を完了

した日の翌日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに様式6による実績報告書を、内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第13条 厚生労働大臣は、第12条の報告を受けた場合には、実績報告書の審査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定して、様式7による交付額確定通知書により内閣総理大臣を経由して特定道県に通知するものとする。

(標準処理期間)

第14条 厚生労働大臣は、第6条又は第7条に規定する申請書が厚生労働大臣に到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定（第7条の場合にあっては変更交付決定）を行うものとする。

(その他)

第15条 特別の事情により第5条、第6条、第7条及び第12条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣の承認を受け、その定めるところによるものとする。

様式 1 (第 6 条関係)

番 号
平成 2 4 年 月 日

厚生労働大臣 殿

特定道県の名称及びその長の氏名 印

平成 2 3 年度東日本大震災復興交付金 (復興交付金基金) の交付申請について

平成 2 4 年 月 日〇〇〇〇発第〇号で内閣総理大臣から交付可能額の通知を受けた東日本大震災復興交付金 (復興交付金基金) の交付申請について、次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類
歳入歳出予算 (見込) 書抄本
基金条例 (又は基金条例 (案))
その他参考となる書類

基金造成経費所要額調書

(単位：円)

復興交付金事業等		基金造成に要する経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	内閣総理大臣から通知された交付可能額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額)
医療施設耐震化事業	基幹事業分					
	効果促進事業等分					
介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	基幹事業分					
	効果促進事業等分					
保育所等の複合化・多機能化推進事業	基幹事業分					
	効果促進事業等分					
合 計						

別紙2

基金造成事業計画書

(単位：円)

基金の保有区分	保管予定額	備 考
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

様式 2 (第 7 条関係)

番 号
平成 2 4 年 月 日

厚生労働大臣 殿

特定道県の名称及びその長の氏名 印

平成 2 3 年度東日本大震災復興交付金 (復興交付金基金) の変更交付申請について

平成 2 4 年 月 日厚生労働省発医政〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発雇児〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発老〇〇〇〇第〇号をもって交付の決定を受けた東日本大震災復興交付金 (復興交付金基金) について、次のとおり交付決定の変更を申請する。

1 変更後交付申請額 金 円
(既交付決定額からの増 (△) 減額 金 円)

2 変更を受けようとする理由

3 基金造成経費所要額調書 (変更) (別紙 1)

4 基金造成計画書 (変更) (別紙 2)

5 添付書類

歳入歳出予算 (見込) 書抄本 (変更)

その他参考となる書類

基金造成経費所要額調書（変更）

（単位：円）

復興交付金事業等		基金造成に要する経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	内閣総理大臣から通知された交付可能額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額)
医療施設耐震化事業	基幹事業分					
	効果促進事業等分					
介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	基幹事業分					
	効果促進事業等分					
保育所等の複合化・多機能化推進事業	基幹事業分					
	効果促進事業等分					
合 計						

変更後の内容を記載し、変更前の内容を上段に（ ）書きすること。

別紙2

基金造成事業計画書（変更）

（単位：円）

基金の保有区分	保管予定額	備 考
合計額		

- （注） 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。
 3 変更後の内容を記載し、変更前の内容を上段に（ ）書きすること。

様式3（第8条関係）

厚生労働省発医政〇〇〇〇第〇号

厚生労働省発雇児〇〇〇〇第〇号

厚生労働省発老〇〇〇〇第〇号

平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付決定通知書

特定道県の名称及びその長の氏名 殿

平成24年 月 日〇〇〇〇で交付申請のあった平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成24年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ ○ 印

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という）は、平成24年1月11日厚生労働省発医政0111第4号・厚生労働省発雇児0111第3号・厚生労働省発老0111第3号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（厚生労働省）」（以下「交付要綱」という）の第4条に定める基金造成事業であり、その内容は平成24年 月 日〇〇〇〇交付申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区 分		事業に要する経費	交付金の額
医療施設耐震化事業	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業分		
介護基盤復興まちづくり整備事業 （「定期巡回・随時対応サービス」や 「訪問看護ステーション」の整備等）	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業分		
保育所等の複合化・多機能化推進事業	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業分		

- 4 交付金の額の確定は、交付要綱第5条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この交付金は、交付要綱第9条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第12条に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適化法第9条1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成24年 月 日とする。

様式4（第8条関係）

厚生労働省発医政〇〇〇〇第〇号

厚生労働省発雇児〇〇〇〇第〇号

厚生労働省発老 〇〇〇〇第〇号

平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）変更交付決定通知書

特定道県の名称及びその長の氏名 殿

平成24年 月 日厚生労働省発医政〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発雇児〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発老 〇〇〇〇第〇号で交付決定した平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）については、平成24年 月 日〇〇〇〇変更交付申請に基づき、交付決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

平成24年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ ○ 印

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という）は、平成24年1月11日厚生労働省発医政0111第4号・厚生労働省発雇児0111第3号・厚生労働省発老0111第3号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（厚生労働省）」（以下「交付要綱」という）の第4条に定める基金造成事業であり、その内容は平成24年 月 日〇〇〇〇変更交付申請書記載のとおりである。

- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
交付金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区 分		(内今回増加額)	(内今回追加交付額)
		事業に要する経費	交付金の額
医療施設耐震化事業	基幹事業分		
	効果促進事業分		
介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や 「訪問看護ステーション」の整備等)	基幹事業分		
	効果促進事業分		
保育所等の複合化・多機能化推進事業	基幹事業分		
	効果促進事業分		

- 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成24年 月 日とする。

様式5（第11条関係）

番 号
平成24年 月 日

厚生労働大臣 殿

特定道県の名称及びその長の氏名 印

平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）支払請求書

平成24年 月 日厚生労働省発医政〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発雇児〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発老〇〇〇〇第〇号で交付決定の通知を受けた平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）の支払を受けたいので、交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 基金の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳

（単位：円）

経費区分		交付決定額①	既受領済額②	差引請求額①-②
医療施設耐震化事業	基幹事業分			
	効果促進事業分			
介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	基幹事業分			
	効果促進事業分			
保育所等の複合化・多機能化推進事業	基幹事業分			
	効果促進事業分			
合 計				

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号、名義及びふりがな

※「1 基金の名称」は、条例などで定められた名称を記載すること。

様式 6 (第 12 条関係)

番 号
平成 24 年 月 日

厚生労働大臣 殿

特定道県の名称及びその長の氏名 印

平成 23 年度東日本大震災復興交付金 (復興交付金基金) 実績報告書

平成 24 年 月 日厚生労働省発医政〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発雇児〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発老〇〇〇〇第〇号をもって交付決定の通知を受けた標記のことについて、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙 2)
- 4 添付書類
 - (1) 条 例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費精算書

(単位：円)

復興交付金事業等		基金造成に要 する経費の支 出額 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	内閣総理大臣 から通知され た交付可能額 (D)	交付決定額 (E)	交付金所要額 (C、D、Eを 比較して最も 少ない額) (F)	交付金受入額 (G)	差引課不足額 (G-F)
医療施設耐震化事業	基幹事業分								
	効果促進 事業等分								
介護基盤復興まちづ くり整備事業(「定期 巡回・随時対応サー ビス」や「訪問看護 ステーション」の整 備等)	基幹事業分								
	効果促進 事業等分								
保育所等の複合化・ 多機能化推進事業	基幹事業分								
	効果促進 事業等分								
合 計									

別紙 2

基金造成事業実施状況調書

(単位：円)

基金の保有 区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
合計額				

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成年月日、年利率等を記載すること。

様式7（第13条関係）

厚生労働省発医政〇〇〇〇第〇号

厚生労働省発雇児〇〇〇〇第〇号

厚生労働省発老 〇〇〇〇第〇号

平成23年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付額確定通知書

特定道県の名称及びその長の氏名 殿

平成24年 月 日厚生労働省発医政〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発雇児〇〇〇〇第〇号・厚生労働省発老 〇〇〇〇第〇号で交付決定した東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）については、平成24年 月 日〇〇〇〇実績報告に基づき、交付額を金〇〇円に確定したので通知する。

平成24年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ ○ 印

様式 8 (第 9 条 9 項関係)

平成 23 年度東日本大震災復興交付金 (復興交付金基金) 調書

平成 23 年度 厚生労働省所管

道 県 名 :

(単位 : 円)

国		道 県								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額		支出済額		
							うち交付金相当額		うち交付金相当額	
(項)東日本大震災 復旧・復興推 進費										
(目)東日本大震災 復興交付金										

- (注) 1 「道県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」は参考となるべき事項を適宜記入すること。